

西宮市暴力行為等対策要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民及び職員の安全と、公務の円滑かつ適正な執行を確保するために、庁舎等における暴力行為等及び暴力団員等の活動による被害を未然に防止するとともに、その対策のため必要な事項を定める。

(暴力行為等)

第2条 この要綱において「暴力行為等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 暴力行為
- (2) 威力を示し、又はけんそうを伴う行為
- (3) 面接を強要し、又は乱暴な言動等により他人に険悪の情を催させる行為
- (4) 寄付金、賛助金等を強要し、又は機関誌等の講読、購入等を強要する行為
- (5) 自らの要求の実現のため、職員に金品を贈与し、又は便宜を供与する行為
- (6) 庁舎等若しくはその付属物を損壊し、又はこれらの美観若しくは清潔を損なう行為
- (7) 無断で火薬類等の危険物を持ち込む行為
- (8) 前各号に掲げるもののほか、庁舎等の保全、庁舎等における秩序の維持又は市の事務・事業の執行に支障を生じさせる行為

2 この要綱において「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定するものをいう。

(対策本部)

第3条 第1条の目的を達成するため、暴力行為等対策本部（以下「対策本部」という。）を置く。

2 対策本部は、庁議設置規程（平成16年3月29日西宮市訓令第6号）別表第1（第7条関係）の職員により構成し、本部長には財務局長を、副本部長には土木局長をもって充てる。ただし、本部長は、対策本部会議に他の必要と認める職員を出席させることができる。

3 対策本部の庶務は、財務局資産管理部庁舎管理課において行う。

(不当要求等防止責任者等の設置)

第4条 各局の総括課を所管する部等の長を、暴力団員等による不当要求（市の事務、事業に関して行われる暴力的要求行為その他の不当な要求をいう。）その他暴力行為による被害を防止するための業務を行う責任者とし、他の部等の長をその副責任者とすることができる。

2 前項の業務の協議、連絡、調整等を行うため、不当要求等防止責任者会議を置く。

3 不当要求等防止責任者会議は、資産管理部長が主宰する。

(対策要員)

第5条 庁舎等における暴力行為等を防止し、又はその対策のため、各職場に暴力行為等対策要員（以下「対策要員」という。）を置く。

2 対策要員は、各課等の長（課等の長が配置されていない職場においては、所管部長が指名する職員）をもってこれに充てる。

3 対策要員は、それぞれの職場において暴力行為等が行われ、又はそのおそれがあると認めるときは、不当要求等防止責任者等と協議し、直ちに警告、退去命令、排除等の適切な措置を講ずるとともに、必要に応じて対策本部その他の関係機関と連絡を取らなければならない。

（暴力行為等に対する対応）

第6条 暴力行為等に対しては、対策要員を中心に、全職員が協力して対処するものとする。

2 暴力行為等に対する対応に当たっては、次の各号を遵守しなければならない。

(1) 相手方に対する応対は、複数の職員により行うこと。

(2) 相手方が強要する場所や密室における応対はしないこと。

(3) 誓約書等相手方が強要する文章等を交付し、又はこれらの文書に署名、押印等をしないこと。

(4) 相手方によるその他の強要に安易に応じ、又は安易な回答はしないこと。

（暴力行為発生後の措置）

第7条 暴力行為が発生した場合は、直ちに警察及び対策本部に連絡するとともに、前条に掲げるもののほか、次の各号を遵守して対処しなければならない。

(1) 複数の職員によって現場及び暴力行為の確認を行うこと。

(2) 現場確保に努めること。

(3) 警察のとり措に協力すること。

(4) 報道機関等に対しては、原則として市長室広報課を通じて対するものとし、対策要員は、必要に応じ広報課長と連絡を取ること。

付 則 この要綱は、平成元年6月1日から実施する。

付 則 この要綱は、平成9年4月14日から実施する。

付 則 この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

付 則 この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

付 則 この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

付 則 この要綱は、平成21年1月23日から実施する。

付 則 この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

付 則 この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

付 則 この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

付 則 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

付 則 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

付 則 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

付 則 この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

付 則 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

付 則 この要綱は、令和3年8月1日から実施する。